

## 地方独立行政法人法の規定

## (中期目標の期間の終了時の検討の特例)

**第七十九条の二** 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

## 第1 第三期中期目標期間の業務実績評価

## 1 全体評価の概要

## 【見込評価】

中期目標達成に向けて、着実な業務の達成状況にある。

## 【総評】

都立大、産技大、産技高専の2大学1高専は、人生100年時代の到来、技術革新に伴う社会変容、グローバル化の進展等、社会経済の変化を捉えながら、それぞれの特色や個性を生かして、第三期中期計画に掲げた取組を着実に進めており、第三期中期目標期間の終了時には目標を達成することが見込まれる。

## 2 項目別評価の概要

## 各年度及び見込評価において、各項目で概ね評定「3」以上の評価

評定	評語 (目標の達成状況)	これまでの評価結果（評定の個数）				
		見込	R2年度	R1年度	H30年度	H29年度
1	極めて良好	3	1	3	3	2
2	良好	9	14	11	10	11
3	概ね良好	23	20	21	22	21
4	やや不十分	0	0	0	0	1
5	組織、業務等に見直しが必要	0	0	0	0	0
項目数計		35				

## 第2 法人の業務及び組織の必要性・有効性、運営形態の適切性等について

### 1 法人の業務及び組織の必要性・有効性

#### ◆法人の業務（2大学1高専の運営）についての検証

- ・2大学1高専は、広い知識の教授と深い学術の研究を行うとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、都民の生活及び文化の向上に寄与することを目的に運営
- ・今後も都立の高等教育機関として、行政、産業界、地域社会等との連携・協働の強化や教育研究機能の一層の充実が期待される

#### 【第三期の主な実績】

- ・都立大：教学IRシステムを用いて、データに基づく教育改善を積極的に推進
- ・産技大：積極的な広報の展開により、安定的に志願者を確保
- ・産技高専：職業教育プログラムの提供、本科コース再編等、教育内容を充実

- ✓ 2大学1高専は、目的達成のために有効に機能しており、引き続き社会の期待に応える教育研究活動を着実に展開していく必要がある

### 2 当該事業の運営形態としての法人の適切性

#### ◆公立大学法人による運営についての検証

- ・大学の法人化は、行政組織から大学を切り離すことで、民間の経営感覚を取り入れつつ、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保し、教育研究の進展を図ることを目的として実施
- ・今後も社会からの新たな要請に応える質の高い教育研究活動を一層推進するため、効果的に2大学1高専を運営することが求められる

#### 【第三期の主な実績】

- ・経営層のリーダーシップの下、シニア教育等の事業を企画・実施
- ・寄附環境を改善、「東京都立大学 新型コロナウイルス緊急支援基金」を設置
- ・目的積立金を活用し日野キャンパスの新施設整備を着実に推進

- ✓ 公立大学法人の特性を生かして成果を上げており、引き続き大学法人の形態のもと、戦略的かつ機動的な経営展開を図っていくことが適切

## 第3 第三期中期目標期間の総括・今後の法人事業の在り方

法人の業務内容、組織構成、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断される

⇒特段の措置を講ずる必要性は認められない

▶ 社会経済情勢の変化に機動的に対応し、都立の大学・高専ならではの教育研究を積極的に推進することで、都民に一層貢献することが期待される

## (参考) 目標・計画・評価の流れ

